（証券コード　1514）
2021年６月11日

株　主　各　位

東京都港区西新橋一丁目７番14号
住石ホールディングス株式会社
代表取締役社長　長　崎　駒　樹

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、日本政府による緊急事態宣言等が発出され、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至りました。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、**本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年６月28日（月曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

１．日　　時　　2021年６月29日（火曜日）　午前10時

２．場　　所　　**東京都港区新橋一丁目18番１号**
航空会館　２階会議室

会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、最終頁の「株主総会会場ご案内略図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

３．会議の目的事項

報告事項
１．第13期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第13期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

すべての議案が普通決議です。

４．議決権の行使についてのご案内

（１）書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年６月28日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。

（２）インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（６頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2021年６月28日（月曜日）午後５時30分までに行使してください。

（３）書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

〈株主様へのお願い〉

・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.sumiseki.co.jp/）より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。

・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネットにより議決権行使をいただきたくお願い申しあげます。

・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申しあげます。

・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。

・株主総会の運営スタッフは、株主様の検温を含め、体調の確認をマスク着用で応対させていただきます。
・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。

◎当社は、法令及び定款第24条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、次に掲げる事項を上記当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
・連結計算書類の連結注記表
・計算書類の個別注記表
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2021年６月29日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年６月28日（月曜日）
午後５時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年６月28日（月曜日）
午後５時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

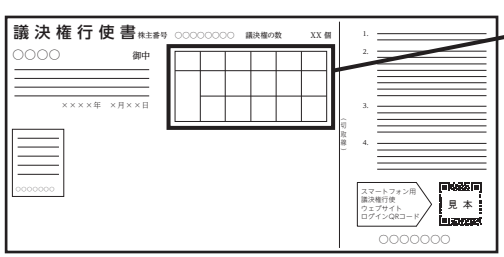

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・２号議案

- 全員賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第３号議案

- 賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫「否」の欄に○印

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

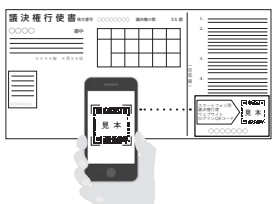

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

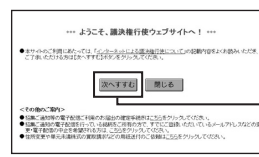

「次へすすむ」をクリック

2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

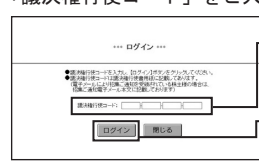

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）
（受付時間　９：00～21：00）

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、依然として厳しい状況が継続しております。また、企業収益や雇用情勢も、引き続き厳しさが残るものとなっております。

当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の事業につきましては、主力である石炭事業部門や新素材事業部門において、新型コロナウイルス感染症拡大により、顧客の稼働率低迷等が継続しており、業績に影響が生じております。

当連結会計年度の経営成績は、売上高97億８千１百万円（前期比41.4％減）、経常損失３千３百万円（前期は経常利益12億６千２百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失９千４百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益10億２千１百万円）となりました。

なお、当連結会計年度より、豪州ワンボ社からの配当収入は「営業外収益」から「売上高」に、同関連費用は「営業外費用」から「販売費及び一般管理費」に表示する方法に変更しており、過年度の連結会計年度の連結損益計算書を組替えております。組替え内容につきましては連結注記表に記載しております。

事業部門別の状況は次のとおりです。

部門別	前連結会計年度（第12期）			当連結会計年度（第13期）		
	売上高	構成比	前期比	売上高	構成比	前期比
	百万円	%	%	百万円	%	%
石炭事業	15,667	93.9	△24.5	8,749	89.4	△44.2
新素材事業	274	1.6	△9.8	278	2.9	1.6
採石事業	737	4.4	11.3	752	7.7	2.1
合計	16,679	100.0	△23.2	9,781	100.0	△41.4

石炭事業部門では、当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で石炭価格の低迷が続き、主要顧客の生産調整により販売数量が減少しました。
また、出資先の豪州ワンボ社からの配当収入につきましては、石炭市況の急落や大幅な生産調整に伴い、同社が減損損失を計上したことから無配（前期の配当収入は12億８千９百万円）となりました。この結果、売上高は87億４千９百万円（前期比44.2%減）と減収になりました。

新素材事業部門では、当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で第２四半期累計期間までは生産調整を実施していた自動車部品市場も、第３四半期連結会計期間以降は急回復しました。また、化合物半導体市場、スマートフォン市場が順調に推移したこともあり、売上高は２億７千８百万円(前期比1.6%増）となりました。

採石事業部門では、当連結会計年度は、東北方面でプロジェクト工事（原子力や風力発電）向けの販売が順調に推移したこと等により、売上高は７億５千２百万円（前期比2.1%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において当社グループの設備投資の総額は１億１千７百万円であります。
その主なものは、採石事業の生産設備の投資（８千７百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株式発行及び社債発行等の資金調達は行っておりません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	2017年度 (第10期)	2018年度 (第11期)	2019年度 (第12期)	当連結会計年度 (第13期)
売上高(百万円)	16,922	21,719	16,679	9,781
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	2,626	2,129	1,262	△33
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	2,147	2,594	1,021	△94
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)(円)	38.08	47.23	18.94	△2.00
総資産(百万円)	18,623	16,841	16,622	17,049
純資産(百万円)	12,862	14,497	14,996	15,105
１株当たり純資産額(円)	183.93	218.60	233.56	230.12

(注)当連結会計年度より、豪州ワンボ社からの配当収入は「営業外収益」から「売上高」に表示する方法に変更しており、過年度の連結会計年度の損益の状況の「売上高」を組替えております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
住石貿易株式会社	100	100.0	石炭事業
住石マテリアルズ株式会社	100	100.0	資産等の管理
ダイヤマテリアル株式会社	90	100.0	新素材事業
住石山陽採石株式会社	90	100.0	採石事業
泉山興業株式会社	90	100.0	採石事業

（注）１．当連結会計年度において、重要な子会社の状況に変動はありません。

２．当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	住石マテリアルズ株式会社
特定完全子会社の住所	東京都港区西新橋一丁目7番14号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	2,782百万円
当社の総資産額	11,161百万円

(4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、未だに新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、収束の時期や感染拡大による影響が全く見通せないため、先行きは非常に不透明感の強い状況にあります。

このような状況下、当社グループの次期の連結業績見通しにつきましては、石炭市況については、石炭価格は回復基調にあるものの、新規顧客の開拓は厳しい状況が続くと思われます。当社グループの各事業について、収益力向上に向けた取り組みは次のとおりです。

石炭事業部門については、非効率石炭火力のフェードアウトに向けた政策等による影響を見極めつつ、顧客ニーズの変化に柔軟に対応出来るように取り組んでまいります。

新素材事業部門については、ＩＴ関連の製造工程に不可欠な高級研磨材の今後の需要拡大に対応するため、特に化合物半導体関連企業との関係強化を進めます。

採石事業部門については、今後のプロジェクト工事を含む公共事業からの需要に応ずるべく、生産現場の効率化を推進します。

(5) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

石炭事業　　：石炭の仕入及び販売
新素材事業　：工業用人工ダイヤモンドの製造、仕入及び販売
採石事業　　：砕石の採取、加工及び販売

(6) 主要な営業所及び事業所（2021年３月31日現在）

① 当社

本店	東京都港区

② 子会社

住石貿易株式会社	
本店	東京都港区
住石マテリアルズ株式会社	
本店	東京都港区
ダイヤマテリアル株式会社	
本店	北海道赤平市
住石山陽採石株式会社	
本店	兵庫県神崎郡神河町
泉山興業株式会社	
本店	青森県上北郡六ヶ所村

(7) 使用人の状況（2021年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門等の名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
石炭事業	11(1)名	― (-)
新素材事業	9(4)名	1名減(1名減)
採石事業	25(-)名	― (-)
全社（共通）	12(-)名	― (-)
合計	57(5)名	1名減(1名減)

（注）１．使用人数は就業員数であり、パート社員は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

２．全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
12(-)名	-(-)	48.6歳	18.0年

（注）使用人数は就業員数であり、パート社員は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額（2021年３月31日現在）

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2．会社の状況

(1) 株式の状況（2021年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　143,172,000株

（内訳）普通株式　136,032,000株
第二種優先株式　7,140,000株

② 発行済株式の総数　66,032,853株

（内訳）普通株式　58,892,853株
第二種優先株式　7,140,000株

③ 株主数

普通株式　16,409名
第二種優先株式　1名

④ 大株主の状況（上位10名）

イ．普通株式

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社麻生	6,153	11.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,080	5.63
光通信株式会社	1,543	2.82
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,484	2.71
THE HONGKONG AND SHANGHAIBANKING CORPORATION LIMITED-HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841	1,446	2.64
株式会社三井住友銀行	1,323	2.42
SHIGETA MITSUTOKI	1,252	2.29
THE HONGKONG AND SHANGHAIBANKING CORPORATION LTD-SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	868	1.59
三井住友カード株式会社	855	1.56
株式会社日本総合研究所	835	1.53

（注）１．当社は、自己株式を4,173千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

ロ．第二種優先株式

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社三井住友銀行	7,140	100.00

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	598千株	3名
社外取締役	138千株	2名
監査等委員である取締役	279千株	3名

（注）当事業年度中に役員報酬の非金銭報酬等として役員に交付した譲渡制限付株式の株式数は、161千株で交付対象者数は８名です

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長崎 駒樹	住石貿易株式会社 代表取締役会長兼社長 住石マテリアルズ株式会社 代表取締役社長
取締役 執行役員	滝田 出	財務部長
取締役 執行役員	福山 弘記	総務部付部長
取締役	佐久間 博	株式会社アクロディア社外取締役
取締役	鎭西 俊一	弁護士
取締役 常勤監査等委員	茶谷 瑛一	
取締役 常勤監査等委員	成田 充	
取締役 監査等委員	柿本 省三	公認会計士

（注）１．取締役佐久間博氏及び鎭西俊一氏、並びに取締役監査等委員茶谷瑛一氏及び柿本省三氏は、社外取締役であります。
２．取締役監査等委員柿本省三氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．2020年６月26日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって、谷口信一氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
４．当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、茶谷瑛一氏及び成田充氏を常勤の監査等委員として選定しております。
５．当社は、社外取締役佐久間博氏、鎭西俊一氏、茶谷瑛一氏及び柿本省三氏を株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

②役員等賠償責任保険契約の内容と概要

当社は、会社法第430条の３第１項で規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の範囲は、当社及び子会社役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険により、被保険者が、会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為も含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用を一定限度額まで塡補することとしております。

③　取締役の報酬等の総額

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は、取締役の役位、職責、在任期間等を総合的に勘案のうえ、取締役会が決定します。監査等委員である取締役の基本報酬は、監査等委員の協議により決定します。

b. 業績連動報酬等に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）業績連動報酬は、会社業績、担当部門業績並びに個人業績を総合的に勘案のうえ、取締役会が決定します。監査等委員である取締役の業績連動報酬は、会社業績を勘案して、監査等委員の協議により決定します。

c. 非金銭報酬等に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）の非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）は、役位・職責・会社業績への貢献度を総合的に勘案の上、取締役会が決定します。監査等委員である取締役の非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）は、監査等委員の協議により決定します。

d. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）の個人報酬に占める各割合は、会社業績、担当部門業績、個人業績等を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の比重が高まる構成とします。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬は毎月支払います。業績連動報酬を支給する場合は、原則として、年１回、６月に支払います。非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）を割り当てる場合は、原則として年１回、同年に開催される定時株主総会から１年の間に割り当てるものとします。

f. 取締役の個人別報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると、取締役会が判断した理由

取締役の個人別報酬等の内容決定に当たっては、取締役会で、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行った上で決定しております。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（内社外取締役）	83 (18)	45 (11)	14 (3)	22 (4)	6 (2)
取締役（監査等委員）（内社外取締役）	27 (18)	16 (11)	2 (1)	8 (5)	4 (3)
合計（内社外取締役）	110 (36)	62 (22)	16 (4)	31 (9)	10 (5)

（注）１．上表には、2020年６月26日開催の第12期定時株主総会終結をもって退任した取締役１名（社外取締役ではございません）、及び監査等委員である取締役から取締役（監査等委員である取締役を除く）に就任した取締役１名（内社外取締役１名）を含んでおります。当事業年度末の取締役（監査等委員を除く）の員数は５名、取締役（監査等委員）の員数は３名であります。

２．業績連動報酬等にかかる業績指標は、連結営業利益・連結経常利益・連結税引前当期純利益であり、次の算式により決定されます。同業績指標を採用した理由は、会社の営業・投資活動の成果を明確に反映し、かつ透明性の高い指標と考えたからです。当事業年度の算定数値実績は49百万円です。
業績連動報酬支給総額＝連結営業利益×２％＋連結経常利益×２％＋連結税引前当期純利益×２％
３．非金銭報酬の内容は当社株式であり、割当ての際の条件等は、「イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針」のとおりであります。また、「２.(1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
４．取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2019年６月27日開催の第11期定時株主総会において、賞与を含めて年額２億円以内(うち社外取締役分３千万円以内)と決議いただいております。なお、当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は４名（うち社外取締役は１名）、監査等委員である取締役の員数は４名（うち社外取締役３名）となっております。また、上記報酬限度額の範囲内で、2020年６月26日開催の第12期定時株主総会において、非金銭報酬（譲渡制限付株式）を割り当てる年額上限を300,000株と決議いただいております。なお、当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は５名（うち社外取締役は２名）、監査等委員である取締役の員数は３名（うち社外取締役は２名）となっております。
５．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年６月27日開催の第11期定時株主総会において、賞与を含めて年額５千万円以内と決議いただいております。なお、当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は４名（うち社外取締役は１名）、監査等委員である取締役の員数は４名（うち社外取締役３名）となっております。また、上記報酬限度額の範囲内で、2020年６月26日開催の第12期定時株主総会において、非金銭報酬（譲渡制限付株式）を割り当てる年額上限を120,000株と決議いただいております。なお、当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は５名（うち社外取締役は２名）、監査等委員である取締役の員数は３名（うち社外取締役は２名）となっております。
６．上記のほか、社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額は19百万円であり、支給員数は４名であります。

④　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

取締役佐久間博氏は、株式会社アクロディアの社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 佐久間　　博	当期開催の取締役会５回のすべてに出席し、経営全般にわたる豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性を確保するための発言を行っております。
社外取締役 鎭　西　俊　一	当期開催の取締役会５回のすべてに出席し、弁護士としての専門的知識、経験に基づき、取締役会の意思決定の適法性を確保する発言を行っております。
社外取締役(監査等委員) 茶　谷　瑛　一	当期開催の取締役会５回、監査等委員会14回のすべてに出席し、会社経営に関する高度な見識と豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性を確保するための適宜発言を行っております。また、監査等委員会において、内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役(監査等委員) 柿　本　省　三	当期開催の取締役会５回、監査等委員会14回のすべてに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的な知識、経験に基づき、取締役会の意思決定の適法性を確保する発言を行っております。また、監査等委員会において、コンプライアンス体制について適宜、必要な発言を行っております。

(注)上記の取締役会の開催の他、会社法第370条及び当社定款第32条の規程に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が７回ありました。

ハ．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　ＲＳＭ清和監査法人

② 報酬等の額

	ＲＳＭ清和監査法人
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社及び子会社の取締役は、取締役会による職務執行の適正な監督のため、定期的に又は必要に応じて職務執行の状況を取締役会に報告する。

(2) 当社及び子会社の取締役は、法令及び定款に適合した適正な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、職務執行に係る情報について、法令、社内規程に従い、保存を行うとともに適正に管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理に関する社内規程に従い、担当部署が所管業務に関する当社グループ全体のリスクへの対応を主導的に実施するとともに、組織横断的なリスクについては取締役会等で適宜審議し、適切に対応する。

(2) 当社グループ全体の経営上の重要なリスクについては、取締役会等において、リスクの顕在化の防止に努めるとともに、万一顕在化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。

(3) リスク管理体制の有効性については、内部監査組織である監査室が定期的に又は必要に応じて当社グループ全体の監査を行う。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、原則として月１回又は必要に応じて随時開催する。また、取締役会付議事項を含む当社グループ全体の経営の重要事項については、当社及び子会社の取締役及び執行役員が出席する業績会議、その他の会議体において適宜報告・審議するなど、効率的な業務運営に努める。

(2) 当社及び子会社の取締役会の決定に基づく職務執行については、それぞれ代表取締役、業務担当取締役及び執行役員が適切かつ迅速に執行する。

⑤　当社及び子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社及び子会社の取締役は、社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確化するとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。

(2) 監査室は、当社グループ全体の法令及び定款遵守の状況、その他従業員の職務執行の状況について、定期的に又は必要に応じて監査するとともに、その結果を取締役会等に報告し、所要の改善を図る。

⑥　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役は、当社グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を示し、その達成に向け、当社グループを挙げて取り組む。

(2) 取締役は、当社グループ会社取締役との意見交換を定期的に開催し、当社グループにおける経営課題の共有と解決に努める。

⑦　監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 必要に応じて監査等委員会の業務補助のためスタッフを置くこととし、その人事については、監査等委員会の同意を得るものとする。監査等委員会の業務補助を命ぜられたスタッフは、専ら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

(2) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員は、経営上の重要なリスク等を発見したときは、監査等委員会に報告する。また、監査等委員会の求める事項について、いつでも、必要な報告を行うものとする。

(3) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員が、前項に係る報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

(4) 監査等委員が職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(5) 取締役会は、会計監査人及び監査室が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会監査の実効性を確保する体制を整備する。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当期においては取締役会は５回開催され、取締役会規則及び職務権限規程に基づき経営に関する重要事項（予算、資本政策、重要人事など）について議論及び決議を行いました。社外取締役は取締役会において豊富な経営経験と専門的な知識から意見を述べ、取締役の職務の適正性及び効率性を高めております。

② 財務報告の信頼性確保のために、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制（全社的な内部統制の評価、決算財務プロセス、業務プロセス統制及びＩＴ全般統制）の自己評価及び監査室評価を行い、取締役会に報告いたしました。

③ 当期において、監査等委員会は14回開催され、監査方針・監査計画を協議決定し、監査等委員は、取締役会等の重要な社内会議に出席し、社内の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにしたほか、当社グループの取締役及び使用人等は、監査等委員の指示・要請に従い、必要な資料の提供、面談等に応じ、監査の実効性確保に努めました。また、監査室は監査等委員会と定期的に内部統制システムの整備・運用状況等に関する意見交換を行い、緊密な連携を行いました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当については、株主の皆様に対する安定的な配当の継続を経営の最重要政策と位置づけており、収益状況に対応した配当を行うことを基本としつつ、企業体質の一層の強化並びに将来の事業展開に備えるため内部留保の充実などを勘案して配当額を決定する方針を採っております。

（本事業報告における記載金額は各単位未満を切り捨て、比率は各単位未満を四捨五入して表示しております。）

連結貸借対照表

(2021年３月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
Ⅰ. 流動資産	**7,759**	**Ⅰ. 流動負債**	**1,018**
現金及び預金	4,646	支払手形及び買掛金	669
受取手形及び売掛金	1,263	短期借入金	70
商品及び製品	1,156	リース債務	56
仕掛品	77	未払金	9
原材料及び貯蔵品	9	未払法人税等	13
その他	605	未払費用	77
Ⅱ. 固定資産	**9,290**	賞与引当金	31
有形固定資産	**6,643**	役員賞与引当金	22
建物及び構築物	590	その他	67
機械装置及び運搬具	111	**Ⅱ. 固定負債**	**926**
土地	5,721	リース債務	173
リース資産	212	繰延税金負債	180
その他	7	再評価に係る繰延税金負債	278
無形固定資産	**2**	退職給付に係る負債	150
その他	2	長期預り金	94
投資その他の資産	**2,644**	資産除去債務	34
投資有価証券	2,520	その他	13
繰延税金資産	5	**負債合計**	**1,944**
その他	120	(純資産の部)	
貸倒引当金	△1	**Ⅰ. 株主資本**	**15,019**
資産合計	**17,049**	資本金	2,501
		資本剰余金	936
		利益剰余金	12,092
		自己株式	△510
		Ⅱ. その他の包括利益累計額	**85**
		その他有価証券評価差額金	353
		繰延ヘッジ損益	4
		土地再評価差額金	△272
		純資産合計	**15,105**
		負債純資産合計	**17,049**

連結損益計算書

（2020年４月１日から 2021年３月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
Ⅰ 売上高		9,781
Ⅱ 売上原価		8,502
売上総利益		1,279
Ⅲ 販売費及び一般管理費		1,342
営業損失		63
Ⅳ 営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	9	
固定資産賃貸料	56	
その他	13	78
Ⅴ 営業外費用		
支払利息	1	
持分法による投資損失	12	
租税公課	16	
その他	19	49
経常損失		33
Ⅵ 特別利益		
固定資産売却益	1	1
Ⅶ 特別損失		
固定資産除売却損	16	
事務所移転費用	14	
その他	0	32
税金等調整前当期純損失		65
法人税、住民税及び事業税	23	
法人税等調整額	5	29
当期純損失		94
親会社株主に帰属する当期純損失		94

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,501	966	12,347	△751	15,064
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△94		△94
剰余金の配当			△172		△172
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△30		241	210
土地再評価差額金の取崩			11		11
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	△30	△255	241	△44
当連結会計年度末残高	2,501	936	12,092	△510	15,019

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	56	－	△260	△204	137	14,996
当連結会計年度変動額						
親会社株主に帰属する当期純損失						△94
剰余金の配当						△172
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						210
土地再評価差額金の取崩						11
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	297	4	△11	290	△137	152
当連結会計年度変動額合計	297	4	△11	290	△137	108
当連結会計年度末残高	353	4	△272	85	－	15,105

貸借対照表

(2021年３月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
Ⅰ. 流動資産	**7,101**	**Ⅰ. 流動負債**	**82**
現金及び預金	3,997	未払金	24
前払費用	13	未払費用	15
関係会社短期貸付金	2,204	未払法人税等	2
未収入金	885	預り金	4
未収消費税等	1	賞与引当金	13
Ⅱ. 固定資産	**4,060**	役員賞与引当金	22
有形固定資産	**28**	**Ⅱ. 固定負債**	**28**
建物	22	繰延税金負債	2
工具器具備品	5	退職給付引当金	15
無形固定資産	**1**	資産除去債務	9
ソフトウエア	1	**負債合計**	**110**
投資その他の資産	**4,031**	(純資産の部)	
関係会社株式	3,109	**Ⅰ. 株主資本**	**11,051**
関係会社長期貸付金	721	**資本金**	**2,501**
関係会社長期未収入金	155	**資本剰余金**	**1,239**
長期前払費用	1	資本準備金	301
その他	43	その他資本剰余金	938
		利益剰余金	**7,821**
		利益準備金	93
		その他利益剰余金	7,727
		繰越利益剰余金	7,727
		自己株式	**△510**
		純資産合計	**11,051**
資産合計	**11,161**	**負債純資産合計**	**11,161**

損　益　計　算　書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
Ⅰ　売上高		230
売上総利益		230
Ⅱ　販売費及び一般管理費		452
営業損失		222
Ⅲ　営業外収益		
受取利息	22	
受取配当金	2,741	
その他	1	2,764
Ⅳ　営業外費用		
事務所移転費用	3	
その他	0	3
経常利益		2,538
Ⅴ　特別損失		
固定資産除売却損	0	
事務所移転費用	16	16
税引前当期純利益		2,521
法人税、住民税及び事業税	△42	
法人税等調整額	2	△39
当期純利益		2,561

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
		資本剰余金			利益剰余金		
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,501	301	954	1,255	76	5,356	5,432
当期変動額							
当期純利益						2,561	2,561
剰余金の配当						△172	△172
利益準備金の積立					17	△17	－
自己株式の取得							
自己株式の処分			△16	△16			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	△16	△16	17	2,371	2,388
当期末残高	2,501	301	938	1,239	93	7,727	7,821

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△738	8,451	137	8,588
当期変動額				
当期純利益		2,561		2,561
剰余金の配当		△172		△172
利益準備金の積立		－		－
自己株式の取得	△0	△0		△0
自己株式の処分	227	210		210
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△137	△137
当期変動額合計	227	2,599	△137	2,462
当期末残高	△510	11,051	－	11,051

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月14日

住石ホールディングス株式会社
取 締 役 会 御 中

ＲＳＭ清和監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　戸　谷　英　之　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　筧　　悦　生　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、住石ホールディングス株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住石ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月14日

住石ホールディングス株式会社
取 締 役 会　御 中

ＲＳＭ清和監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　戸　谷　英　之　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　筧　　悦　生　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、住石ホールディングス株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

(1)監査等委員会が定めた、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の監査室その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

(2)会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＲＳＭ清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人ＲＳＭ清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月14日

住石ホールディングス株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　茶　谷　瑛　一　㊞

常勤監査等委員　成　田　　充　㊞

監査等委員　柿　本　省　三　㊞

（注）常勤監査等委員茶谷瑛一、及び監査等委員柿本省三は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く、以下本議案にては同じ。）全員（５名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、つきましては、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

（※新任候補者）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	長崎（ながさき）駒樹（こまき） （1947年10月10日生）	1970年４月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 1998年10月　住友石炭鉱業株式会社（現住石マテリアルズ株式会社）入社、本社支配人 2001年６月　同社取締役、常務執行役員 2008年10月　当社代表取締役副社長 2008年12月　当社代表取締役社長（現任） 2009年10月　住石マテリアルズ株式会社代表取締役社長（現任） 2010年10月　住石貿易株式会社代表取締役社長 2018年６月　住石貿易株式会社代表取締役会長 2020年１月　住石貿易株式会社代表取締役会長兼社長（現任） 重要な兼職の状況 住石貿易株式会社 代表取締役会長兼社長 住石マテリアルズ株式会社 代表取締役社長	普通株式 440,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
2	滝田 出（たきた いずる） （1959年２月21日生）	1981年４月　住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ株式会社)入社 2001年４月　同社社長室長 2004年６月　同社執行役員企画部長 2010年６月　株式会社ハイマックス理事管理本部副本部長 2019年６月　当社執行役員財務部長 2020年６月　当社取締役財務部長（現任）	普通株式 41,200株
3	※ 糸井 直（いとい ただし） （1965年１月25日生）	1988年４月　株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行）入行 2016年12月　ＳＭＢＣベンチャーキャピタル株式会社　投資戦略部部長 2021年３月　当社執行役員総務部長(現任)	0株
4	佐久間 博（さくま ひろし） （1945年４月29日生）	1968年４月　株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行）入行 1991年10月　同行青山支店長 1994年６月　同行取締役銀座支店長 1998年６月　同行常任監査役 2009年６月　当社社外取締役（現任） 2017年９月　株式会社アクロディア社外取締役（現任）	普通株式 77,900株
5	鎭西 俊一（ちんぜい としかず） （1946年11月14日生）	1983年４月　弁護士登録、紀尾井町法律事務所入所 1997年９月　仙谷・石田法律事務所入所 2006年６月　日比谷総合設備株式会社社外取締役 2009年６月　当社社外監査役 2011年６月　当社社外取締役 2011年７月　鎭西法律事務所開設（現任） 2019年６月　当社社外取締役監査等委員 2020年６月　当社社外取締役（現任）	普通株式 60,700株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．佐久間博氏及び鎭西俊一氏は、社外取締役候補者であります。
３．社外取締役候補者とした理由、及び期待される役割
（１）佐久間博氏は、経営全般にわたる豊富な経験と高い見識を有していることから、業務執行から独立した客観的、総合的立場で、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、選任をお願いするものであります。
（２）鎭西俊一氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な知識、経験等を有していることから、業務執行から独立した専門的な観点で、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、選任をお願いするものであります。
４．佐久間博氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって12年となります。また、鎭西俊一氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって10年となります。
５．佐久間博氏は、2010年10月から子会社住石マテリアルズ株式会社の非業務執行取締役を、また、2015年１月から子会社住石貿易株式会社の非業務執行取締役を兼任しております。
６．鎭西俊一氏は、2009年６月から2011年６月まで子会社住石マテリアルズ株式会社の社外監査役でありました。また、2015年１月から子会社住石貿易株式会社の非業務執行取締役を兼任しております。
７．佐久間博及び鎭西俊一の両氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定です。
８．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が、会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為も含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用を一定限度額まで塡補することとしております。被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しておりますが、候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	茶谷瑛一（ちゃたにえいいち） （1946年10月13日生）	1971年４月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 1989年７月　同行曙橋支店長 1996年１月　同行本店営業本部本店営業第一部長 2008年６月　トータルハウジング株式会社代表取締役社長 2009年６月　総合地所株式会社取締役相談役 2011年６月　当社社外監査役 2019年６月　当社社外取締役 常勤監査等委員（現任）	普通株式 105,500株
2	成田充（なりたみつる） （1949年１月10日生）	1967年４月　日本商事株式会社（合併により現住石マテリアルズ株式会社）入社 2005年７月　住友石炭鉱業株式会社（現住石マテリアルズ株式会社）建機材事業部長 2006年７月　同社執行役員建機材事業部長 2012年12月　住石マテリアルズ株式会社執行役員採石事業部長 2015年６月　当社監査役 2019年６月　当社取締役 常勤監査等委員　（現任）	普通株式 119,100株
3	柿本省三（かきもとしょうぞう） （1946年10月24日生）	1970年４月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 1978年９月　公認会計士登録 1979年１月　税理士登録 1988年10月　住友ビジネスコンサルティング株式会社東京コンサルティング第3部長 1995年４月　株式会社日本総合研究所事業本部主席コンサルタント 2001年７月　新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）監査第二部公認会計士 2002年７月　公認会計士・税理士個人事務所開業（現任） 2008年10月　当社社外監査役 2019年６月　当社社外取締役 監査等委員　（現任）	普通株式 55,900株

（注）１．各候補者と当社の間には、特別利害関係はございません。

2．茶谷瑛一氏及び柿本省三氏は、社外取締役候補者であります。
3．社外取締役候補者とした理由、及び期待される役割の概要
(1)茶谷瑛一氏は、経営者として幅広く高度な見識と豊富な経験を有していることから、経営陣に対する客観的かつ総合的観点からの監督を期待し、選任をお願いするものであります。
(2)柿本省三氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士、税理士及び経営コンサルタントとして専門的な知識と豊富な経験を有していることから、専門家の見地からより実効性の高い監督を期待し、選任をお願いするものであります。
4．茶谷瑛一氏は、現在当社の取締役　監査等委員であり、前任の社外監査役であった期間を含めますとその在任期間は本定時株主総会終結の時をもって10年となります。また同氏は、2011年６月から子会社住石貿易株式会社及び子会社住石マテリアルズ株式会社の監査役を兼任しております。
5．柿本省三氏は、現在当社の取締役　監査等委員であり、前任の社外監査役であった期間を含めますと、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって12年８ケ月となります。また、同氏は、2008年10月から子会社住石マテリアルズ株式会社の監査役を兼任しております。
6．茶谷瑛一氏及び柿本省三氏の両氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定です。
7．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が、会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為も含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用を一定限度額まで塡補することとしております。被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しておりますが、候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
鎭西　俊一 （ちんぜい　としかず） （1946年11月14日生）	1983年４月　弁護士登録、紀尾井町法律事務所入所 1997年９月　仙谷・石田法律事務所入所 2006年６月　日比谷総合設備株式会社社外取締役 2009年６月　当社社外監査役 2011年６月　当社社外取締役 2011年７月　鎭西法律事務所開設（現任） 2019年６月　当社社外取締役監査等委員 2020年６月　当社社外取締役（現任）	60,700株

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．鎭西俊一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

３．選任理由及び期待される役割

鎭西俊一氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な知識、経験等を有していることから、業務執行から独立した専門的な観点で、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、選任をお願いするものであります。

４．鎭西俊一氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を充たしております。

５．鎭西俊一氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって10年となります。

６．鎭西俊一氏は、2009年６月から2011年６月まで子会社住石マテリアルズ株式会社の社外監査役でありました。また、2015年１月から子会社住石貿易株式会社の非業務執行取締役を兼任しております。

７．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が、会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為も含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用を一定限度額まで填補することとしております。被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しておりますが、候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以上

株主総会会場ご案内略図

航空会館　２階　会議室
東京都港区新橋一丁目18番1号



会場最寄駅

Ｊ　Ｒ：新橋駅		日比谷口	徒歩６分
地下鉄：都営三田線内幸町駅		Ａ２出口	〃 １分
東京メトロ銀座線新橋駅		⑦出口	〃 ５分
都営浅草線新橋駅		⑦出口	〃 ５分